

徳島県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	鎌田穂積	前川久	徳島市国府町西黒田字西傍示一六一一 芝原字寺地二一
同			